

しぶかわスポーツクラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本総合型スポーツクラブは、「しぶかわスポーツクラブ」（以下「クラブ」という。）と称する。

(目的)

第2条 クラブは、渋川市内に在住・在勤・在学する子どもから高齢者までのすべての者（以下「対象者」という。）のスポーツ活動を奨励し、「一市民一スポーツ」及び「いつでも、どこでも、だれでも」を合言葉に、対象者の健康づくりを推進すると共に、地域に根ざしたスポーツ環境づくりを進め、青少年の健全育成、地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯スポーツの普及に関する事業
- (2) 健康の保持増進に関する事業
- (3) 各種スポーツ教室・イベント等の開催
- (4) クラブが行う教室等において指導する立場の者（以下「指導者」という。）の派遣に関する事業
- (5) 指導者の確保及び資質向上に関する事業
- (6) スポーツ環境の整備につながる事業
- (7) 地域コミュニティの活性化につながる事業
- (8) 会員相互の親睦と交流に関する事業
- (9) 関係団体及び関係機関等との連絡調整
- (10) 市の社会体育施設等の管理運営にかかる受託事業
- (11) 市の各種スポーツ教室等の開催にかかる受託事業
- (12) 会員の拡大に関する事業
- (13) その他、目的達成に必要な事業

(クラブの利用)

第4条 本クラブは、クラブの目的に賛同し、クラブの定める諸規定を厳守できる者は、会員・非会員を問わず利用することができる。

第2章 会員

(クラブ構成員)

第5条 クラブ会員は次の者をもって構成する。

- (1) 個人会員
- (2) 団体会員

2 個人及び団体会員は、クラブの目的に賛同し、事業に参加する個人、団体をいう。

(会員の特典)

第6条 個人会員は、クラブの発行する会員証を提示することにより、第12条で規定する教室受講券を利用しクラブの行う事業に会員価格で参加することができる。

2 団体会員は、クラブの発行する会員証を提示することにより、指導者の派遣事業を会員価格で利用することができる。

(入会資格)

第7条 クラブの個人又は団体会員になろうとする者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 渋川市内に在住・在勤・在学し、クラブの目的に賛同する者であること。
- (2) 医師から運動禁止の診断を受けていない者であること。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがない者であること。
- (4) クラブの定める諸規定を遵守する者であること。

2 前項に掲げるもののほか、特に理事会が必要と認めた者。

(会員資格の喪失)

第8条 会員の資格は、退会、除名、死亡によって喪失する。

2 会員が退会しようとする場合は、書面をもって理事長に届け出るものとする。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 会員が第7条の要件を満たさないとき。
- (2) クラブの名誉を著しく毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会手続き)

第10条 クラブに入会を希望する者は、所定の手続きに従い申し込み、クラブが定める会費を納入するものとする。

2 入会后、入会申し込み時の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出なければならない。

(会費)

第11条 会費は、次のとおりとし、会費の額及び納入方法については別に定める。

- (1) 個人会費
- (2) 団体会費

2 一旦納入された会費は理由の如何を問わず返還しない。

(教室受講券)

第12条 教室受講券は、次のとおりとし、教室受講券の額及び購入方法については別に定める。

- (1) A会員（高校生以上65歳未満）教室受講券
- (2) S会員（中学生以下65歳以上）教室受講券

第3章 組織

(組織)

第13条 クラブは、会員をもって組織する。

(役員)

第14条 クラブに、会員内から選出された次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 理事長 1人
- (3) 副理事長 若干名
- (4) 理事 若干名
- (5) 評議員 若干名
- (6) 監事 2人

(役員の仕事)

第15条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、クラブを代表する。
- (2) 理事長は、会務を統括し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順により、その職務を代理する。
- (4) 理事は、クラブの会務を分担する。
- (5) 評議員は、クラブの会務を審議する。
- (6) 監事は、クラブの業務及び会計事務を監査する。

(役員を選任)

第16条 会長は理事会で推挙し、総会において決定する。

- 2 理事は、別表の選出区分により選出し、総会の承認を得る。
- 3 理事長、副理事長は、理事の互選とする。
- 4 会長、理事以外の役員については、理事会で選出し、総会の承認を得る。

(任期)

第17条 役員の仕事は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び参加)

第18条 クラブに、顧問及び参加を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会に諮り会長が委嘱し、必要に応じて会長の諮問に応じる。
- 3 参加は、理事会に諮り会長が委嘱し、クラブが行う事業に係る重要な事項について、意見を述べるることができる。

第4章 会議

(会議)

第19条 クラブに、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 評議員会

(総会)

第20条 総会は、第14条の役員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、構成員の委任状を含む2分の1以上の出席がなければ開会することができ

ない。

- 5 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関する事。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事。
 - (3) 予算及び決算に関する事。
 - (4) 理事会及び評議員会に委任する事項に関する事。
 - (5) その他、重要な事項に関する事。
- 6 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議事録)

第21条 総会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

(理事会)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、理事長が招集する。
- 3 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれにあたる。
- 4 理事会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関する事。
 - (2) 総会に付議すべき事項に関する事。
 - (3) 総会で議決した事項の執行に関する事。
 - (4) 事務局の組織及び運営に関する事。
 - (5) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関する事。
 - (6) その他、理事長が必要と認める事項に関する事。
- 5 第20条第6項の規定は、理事会について準用する。

(議事録)

第23条 理事会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

(運営委員会)

第24条 クラブに運営委員会を設置することができる。

- 2 運営委員会に必要な事項は、会長が別に定める。

(専門委員会)

第25条 クラブに事業遂行のため各種の専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会に必要な事項は、会長が別に定める。

(評議員会)

第26条 評議員会は、理事及び評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が必要に応じて招集する。
- 3 評議員会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれにあたる。
- 4 評議員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) クラブの事業を円滑に推進するために必要な事項に関する事。
 - (2) その他、理事長が必要と認める事項に関する事。

5 第20条第6項の規定は、評議員会について準用する。

(専決処分)

第27条 理事長は、理事会を開催するいとまがないとき、又は総会及び理事会の権限に属する事項で軽易な事項については、専決処分することができる。

2 理事長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会に報告し、承認を求めなければならない。

(事務局)

第28条 クラブの事務を処理するため、事務局を渋川市吹屋658番地10（渋川市子持社会体育館内）に置く。

2 事務局には次の事務局員を置くことができる。

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 事務局長 | 1名 |
| (2) 事務局次長 | 若干名 |
| (3) 書記 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) クラブマネージャー | 若干名 |

3 事務局員は、会長が任命する。

4 事務局に必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 財務

(経費)

第29条 クラブの経費は、会費、事業収入、補助金・助成金、委託料、指定管理料及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第30条 クラブの収支予算については、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第31条 クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 クラブの会計に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第6章 事故の責任

(事故)

第32条 事故とは、クラブが行う教室等の事業に参加する者（以下「教室等参加者」という。）及び指導者等がクラブの活動目的のために行動していた時における事故をいう。

(責任)

第33条 教室等参加者は、クラブの活動に際しては、この規約及び使用施設管理責任者並びに指導者等の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。

(保険の加入)

第34条 教室等参加者及び指導者は、自己の責任においてスポーツ傷害保険等に加入しなければならない。

2 クラブは、その活動中の傷害をはじめ一切の事故については、教室等参加者と指導者が加入するスポーツ傷害保険及びクラブが加入する損害賠償責任保険の対象範囲を限度に対応するものとする。

第7章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第35条 クラブが得た会員の個人に関わる情報は、クラブ又はクラブの運営に関する事項以外には使用してはならない。

第8章 補則

(補則)

第36条 この規約に定めるもののほか、クラブの円滑な運営を図るために必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成29年5月16日より施行する。

(別表)

理事等選出区分表

(第16条関係)

選出 団体 役職	渋川市 体育協 会	渋川市 スポー ツ推進 委員協 議会	渋川市 スポー ツレク リエー ション 協会	渋川市 自治会 連合会	渋川市 中学校 体育連 盟	渋川市 小学校 校長会	渋川市 中学校 校長会	障害者 団体等	学識経 験者	市職員
理事	7人	3人	3人	6人	1人	1人	1人	2人	3人	2人
評議員	・参加協力団体及び利用者の代表									
監事	・外部委員 (2人)									